（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2～6　［略］

⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［1～5　略］

⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2～8　［略］

9　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、8の注記と併せて記載することができる。

4　［略］

（記載上の注意）

［加える。］

1～5　［同左］

⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［1～5　同左］

⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

1～7　［同左］

8　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記7の注記と併せて記載することができる。

4　［同左］